

介護保険制度は、地域に住む高齢者が安心して暮らしていけるように、みんながお互いに助け合おうという目的で制定された社会保障制度です。介護が必要になったときには、申請することにより、ご本人の生活機能の改善やご家族の介護負担の軽減が図れます。

また、介護保険事業として、高齢者の皆さんを対象に相談事業や介護予防事業などを実施しています。

知っておきたい

介護保険制度

■お問合せ
介護福祉課 猿島庁舎
内線 2226 / 2227

介護サービスを利用するには

介護保険を利用される際は、介護福祉課(猿島庁舎)または児童福祉センター(岩井)で、介護保険の認定申請を行ってください。

申請してからサービスの利用までの流れは、下の図のとおりです。

サービスは、介護を受けるだけでなく、住宅への手すりの取付けや腰掛け便座の購入なども対象となります。

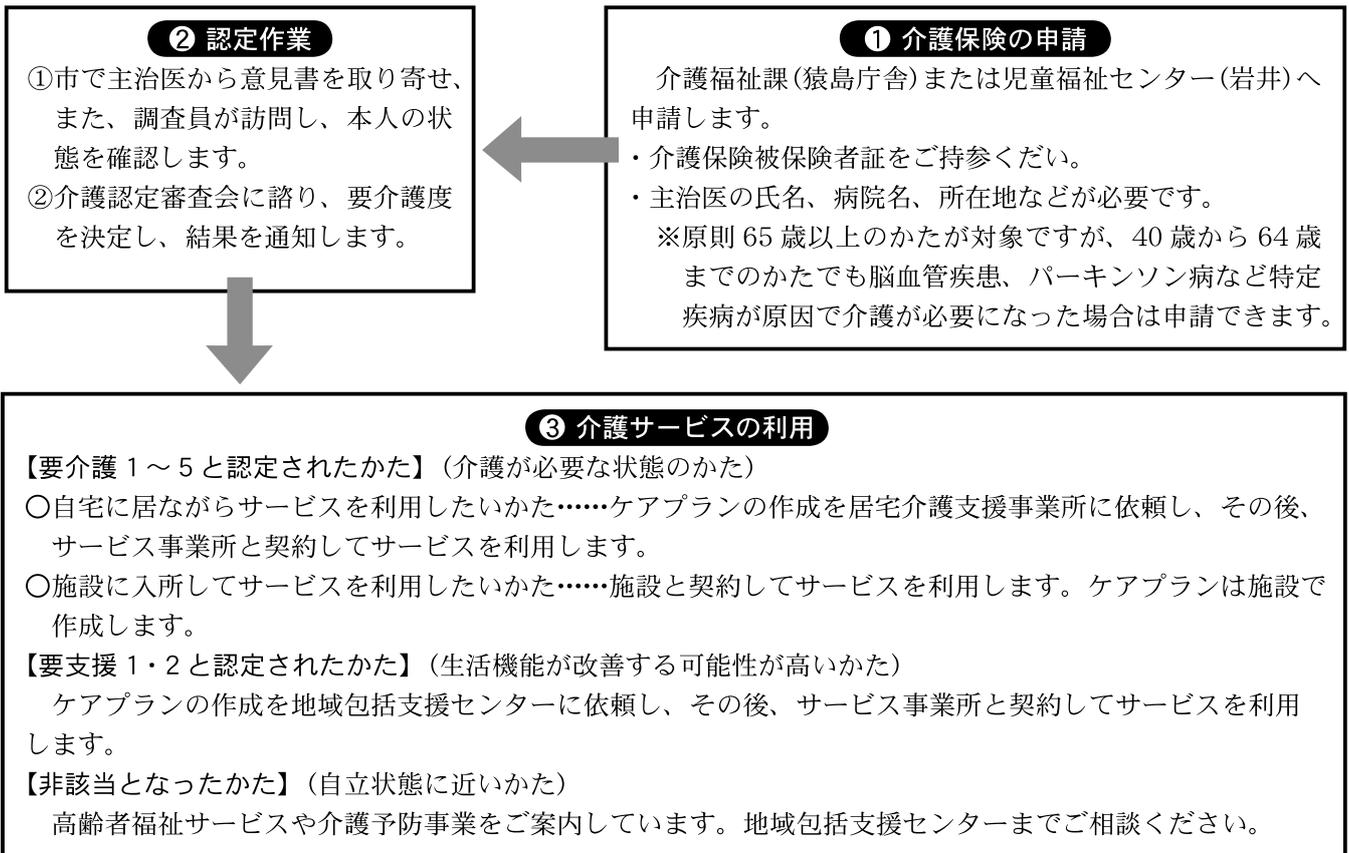
なお、認定期間には期限があり、引き続きサービスを利用するには、更新申請が必要となります。

サービスの負担額は

サービスを利用した際の利用者の負担額は、かかった費用の1割です。

ただし、介護保険料の未納期間が2年以上になると、利用者負担が3割となりますので、ご注意ください。

介護保険の申請からサービスを利用するまでの流れ



地域包括支援センターとは

高齢者が住み慣れた地域でいきいきとした生活が送れるよう、高齢者の総合的な相談に対応するとともに、介護予防事業などを実施しています。

- 坂東市地域包括支援センター
坂東市山 2721 番地 ☎0280(82)1284
坂東市社会福祉協議会支所(猿島福祉センター)内
- 坂東市南部地域包括支援センター
坂東市小山 258 番地 ☎0297(38)2161
特別養護老人ホームハートフル広命内